

河内町告示第27号

令和2年第2回（6月）河内町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年5月20日

河内町長 雑賀正光

1. 期 日 令和2年6月4日

2. 場 所 河内町議会議場

令和2年第2回（6月）河内町議会定例会会期日程表

日次	月 日	曜日	会議時刻	種 別	内 容
1	6月4日	木	午前10時	本会議	開会 議案等上程 提案理由の説明 報告第1号～報告第3号 質疑 議案第1号～議案第8号 議案説明 人権擁護委員の推薦について 散会
2	6月5日	金		休 会	議案調査
3	6月6日	土		休 会	議案調査
4	6月7日	日		休 会	議案調査
5	6月8日	月		休 会	議案調査
6	6月9日	火		休 会	議案調査
7	6月10日	水		休 会	議案調査
8	6月11日	木	午前10時	本会議	開議 一般質問 議案第1号～議案第8号 質疑・討論・採決 閉会

令和2年第2回  
河内町議会定例会会議録 第1号

令和2年6月4日 午前10時16分開会

1. 出席議員 12名

1番	山本	豊君	2番	佐川	洋司君
3番	高橋	利彰君	4番	服部	隆君
5番	高橋	稔君	6番	小更	雅之君
7番	諸岡	周示君	8番	牧山	龍雄君
9番	野澤	良治君	10番	星野	初英君
11番	大野	佳美君	12番	宮本	秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
危機管理監	野澤茂君
企画財政課長	北澤雅志君
経済課長	坂本紀幸君
上下水道課長	香取秀一君
教育長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	石山茂樹君
税務課長	伊藤英樹君
子育て支援課長	足立誠君
福祉課長	吉田茂久君
出納室長	石山由美子君
都市整備課長	仲代直人君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

## 1. 会議録署名議員

8番 牧 山 龍 雄 君

9番 野 澤 良 治 君

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 1 号

令和2年6月4日（木曜日）

午前10時16分開会

#### 議事日程

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 報告第1号 令和元年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第2号 令和元年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 令和元年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程4. 議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例

議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第4号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第5号 令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第2号）

議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第8号 町有財産（旧河内中学校）の無償貸付について

日程5. 人権擁護委員の推薦について

## 1. 本日の会議に付した事件

日程1. 会議録署名議員の指名について

日程2. 会期の件について

日程3. 報告第1号

報告第2号

報告第3号

日程4. 議案第1号

議案第2号

議案第3号

議案第4号  
議案第5号  
議案第6号  
議案第7号  
議案第8号

日程5. 人権擁護委員の推薦について

---

午前10時16分開会

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまより令和2年第2回河内町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（服部 隆君） 日程1、会議録署名議員の指名でございますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） それでは、

8番 牧山龍雄君

9番 野澤良治君

両名を指名いたします。よろしく申し上げます。

---

○議長（服部 隆君） 日程2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会は、本日6月4日から6月11日までの8日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日6月4日から6月11日までの8日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議日程は、既にお配りしてあります会期日程表のとおりであり、また、本日の会議内容は、お手元に配付の議事日程のとおりでありますので、御了承くださいますようお願いいたします。

---

○議長（服部 隆君） 日程3及び日程4の審議に入るに当たり、執行部より提案理由の説明を求めます。

雑賀町長。

〔町長雑賀正光君登壇〕

○町長（雑賀正光君） おはようございます。令和2年第2回河内町議会定例会を招集いたしましたところ、出席をいただきましてありがとうございます。

提案理由を御説明申し上げる前に、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様には、さきの臨時議会におきまして、新型コロナウイルス感染に対する支援策に充ててもらいたいと自ら議員報酬と期末手当を減額する条例を提案し、可決していただきました。町は、町民1人当たりマスク10枚を配布することといたしました。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

「ペストと闘う唯一の方法は人間の誠実さである」とは、カミュのペストという小説の一節であります。多くの方々の感染拡大を防ぐための誠実な行動や御協力によりまして、緊急事態宣言が全面解除になり、少しずつ社会経済活動が再開され、私たちの生活も元に戻りつつあるなど、これまでの非日常から日常への回帰が始まっています。

しかし、一部の地域で感染者数が再び増加傾向にあるなど第2波、第3波の感染拡大のおそれもあり、封じ込めのためには長期的な取組が必要です。町民の皆様には感染防止のため、手洗い、うがい等の徹底やソーシャルディスタンスなどの新たな生活様式について、引き続き御協力をお願い申し上げます。

議員の皆様にも感染防止、体調管理に留意されまして、町の発展のため御活躍いただきますようお願い申し上げます。

それでは、提出案件の提案理由を順次御説明申し上げます。

報告第1号 令和元年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、逡次繰越しをしたので令和元年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告をするものであります。

報告第2号 令和元年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、明許繰越しをしたので令和元年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をするものであります。

報告第3号 令和元年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

本件は、流域下水道整備事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の改正等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本件は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第5号 令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、御説明申し上げます。

本件は、令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に2億4,845万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億3,103万8,000円とするものであります。

議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から525万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億6,481万7,000円とするものであります。

議案第8号 町有財産（旧河内中学校）の無償貸付について、御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付けについて議会の議決を求めるものであります。

以上、報告3件及び議案8件について、御審議方よろしくお願いを申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

---

○議長（服部 隆君） 日程3、報告第1号から報告第3号までを一括して議題といたします。

報告第1号から報告第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切ります。

以上で、報告第1号から報告第3号の報告が終わりました。

---

○議長（服部 隆君） 日程4、議案第1号から議案第8号までを一括して議題といたします。

議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、固定資産評価審査委員会の事務の簡素化と行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

本条例は公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤英樹君） 議案第2号 河内町税条例の一部を改正する条例の概要を御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、第1条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の収入に相当の減少があり納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例制度を新設します。

また、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6カ月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするもので、ともに令和2年4月30日から適用するものであります。

第2条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年間分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税を軽減するものであります。令和2年2月から10月までの任意の3カ月の売上高が30%以上50%未満減少している者は固定資産税の課税標準を2分の1とし、50%以上減少している者はゼロといたします。

その他、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用や、住宅ローン控除の適用要件の弾力化を行うものであり、これらについての施行



期日は、令和3年1月1日とするものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部を施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、通知カードが廃止されるため再交付手数料を廃止するものであります。

この条例は公布の日から施行いたします。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした

次に、議案第4号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第4号 河内町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件は、河内町介護保険条例の一部を改正する条例でありまして、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の第1号保険料軽減強化を行う仕組みを設け、平成27年4月から一部実施を行っているところですが、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせ、さらに軽減強化を行うために介護保険法が改正されたことに伴い、河内町介護保険条例の改正をするものであります。

この条例は公布の日から施行します。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第5号 令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、担当課長に説明を求めます。

香取上下水道課長。

○上下水道課長（香取秀一君） 議案第5号 令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての概要説明をいたします。

本件は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和元年度河内町水道事業会計

未処分利益剰余金15万673円の処分について、建設改良積立金に積立てをするため、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第2号）について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第6号 令和2年度河内町一般会計補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度河内町一般会計補正予算でありまして、規定の予算額に2億4,845万6,000円を追加し、予算総額を56億3,103万8,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものでございます。

第1表の歳入歳出予算のうち、歳入の主なものといたしまして6ページを御覧ください。

国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として7,721万2,000円を計上、繰入金につきましては、認定こども園及び公園駐車場等整備に伴い公共施設整備基金繰入金9,000万円を計上いたしました。繰越金は、本補正予算の財源調整のため7,531万1,000円を増額計上するものでございます。

歳出の主なものといたしましては、初めに、人件費につきまして4月の人事異動に伴い補正するものでございます。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関する事業費を各目において計上いたしました。

続きまして、8ページを御覧ください。

総務費の騒音対策費につきましては、騒音地域第1種区域拡大に伴う対象者の増加により補助金2,775万円を計上。

9ページを御覧ください。

民生費のこども園運営費につきましては、認定こども園新設に伴う委託料3,407万8,000円及び土地購入費1,651万5,000円を計上いたしました。

また、12ページになります。

土木費の公園管理費につきましては、公園駐車場等整備に伴う工事請負費4,133万3,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

次に、議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、担当課長に説明を求めます。

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂久君） 議案第7号 令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算

(第1号)の概要について御説明いたします。

本件は、令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)でありまして、規定の予算から525万9,000円を減額し、予算の総額を10億6,481万7,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金127万9,000円、支払基金交付金151万9,000円、県支出金64万円、繰入金41万4,000円、繰越金140万7,000円を減額するものであります。

歳出につきましては、一般管理費22万6,000円、包括支援事業・任意事業総務費33万2,000円、介護予防・生活支援サービス事業費32万8,000円を増額し、一般介護予防事業費614万5,000円を減額するものであります。

以上でございます。

○議長(服部 隆君) 御苦労さまでした。

次に、議案第8号 町有財産(旧河内中学校)の無償貸付について、担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長(北澤雅志君) 議案第8号 町有財産(旧河内中学校)の無償貸付に係る概要について、御説明申し上げます。

本件は、平成29年3月に廃校となった旧河内中学校の校舎及び校庭等の無償貸付けについて、議会の議決を求めるものでございます。

旧河内中学校につきましては、平成29年4月に統合校が開校されて以降はグラウンド及び体育館は社会体育施設として、校舎は時折ではございますが、かわちフィルム Kommission を通して映画などのロケーションとして活用されており、その後の有効活用について、小中学校再利活用審議委員会において検討を進めてきたところでございます。

このような中、旧河内中学校をパックご飯工場として活用したいとの企画書が提出され、審議会の審査がなされた後、議会全員説明会におきましても事業内容についての説明が行われたところでございます。

本来であれば住民説明会につきましても開催するところではございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、事業内容についての意見公募、パブリックコメントを全戸配布にてお知らせするとともに企画書等の閲覧を行いました。

これら審議会並びにパブリックコメントにおきましても、当該事業計画について特に反対する意見等はございませんでした。

当該施設につきましては、無償貸付けとする理由でございますが、相手方は工場建設に当たり既存校舎を改修し再利用することから、大きな費用負担を要することはもとより、工場稼働後にはパックご飯の原材料には河内町産の米を使用し、町内から50名程度の雇用を予定していることから雇用促進による地域の活性化につながるものと考えられます。

また、当該施設の維持管理費の軽減も図れることから当該財産の無償貸付けにつきまし

て、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方、茨城県稲敷市柴崎8282番地の2、農事組合法人サンウォーター、代表理事大塚則昭、契約の期間、令和2年7月1日から令和22年3月31日まででございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号 河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例から議案第8号 町有財産（旧河内中学校）の無償貸付についてまでの計8件については、本日は議案調査のため説明のみにとどめ、6月11日に質疑、討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

---

○議長（服部 隆君） 日程5、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この件について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長から議会の意見を求められております。

内容は、既に配付してあります文書のとおりでございます。

お諮りいたします。

本件についての議会の意見は、推薦するに適任であるといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、人権擁護委員の推薦についての議会の意見は、推薦するに適任であると決しました。

---

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月11日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時40分散会